

令和7年2月6日

関係保護者 各位

福岡県立柳河特別支援学校長

通学に関する調査について（在校生）

大寒の厳しい寒さが身にしみる季節となりました。皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度の児童生徒の通学路の確認のために通学に関する調査を行います。

つきましては、別添「通学に関する調査」を2月20日（木）までに担任に提出していただきますようお願いいたします。なお、通学バス利用の条件等は、下記のとおりです。御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

記

<通学バス利用の条件等>

- バス通学に身体的に耐えられる児童生徒に限ります。
- 原則として自宅と通学バス停間は、保護者又はその代理人の送迎が必要です。
自宅と通学バス停間を単独通学する場合は、別途に学校に届け出てその許可を得る必要があります。
- 児童生徒の体調が不安定である又は自傷行為や他傷行為が著しい等、児童生徒本人とその周囲の児童生徒の安全を確保することが困難な場合は、通学バスの利用をお断りする場合があります。
- 通学バスの利用は、肢体不自由教育部門の児童及び中学部生徒を対象としますが、座席に空席がある場合は、視覚障がい教育部門の児童生徒及び肢体不自由教育部門高等部生徒も通学バスを利用することができます。ただし、寄宿舎生は利用することができません。
- ※ 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学バスの利用については、主治医等の意見を踏まえ、保護者と学校の合意形成が必要です。通学バス利用を希望する場合は個別に相談してください。
- ※ 通学バス乗車人員には定員があり、諸事情（希望者数、距離、乗車時間など）により利用できない場合があります。